

第6回臨時会

令和3年11月30日開会

令和3年11月30日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和3年第6回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火曜日） 午前9時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

（議長諸報告について）

第 3 承認第 5号 専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第4号））

第 4 議案第51号 令和3年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和3年第6回町議会臨時会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
3番 瓜田新一 議員 8番 更科浩司 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長。はい、4番。
○議会運営委員長（森浩君）4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和3年第6回小清水町議会臨時会を開催するに当たり、本日、議会運営委員会を開催し、今日開催する臨時会の会期運営等について協議をいたしました。
本臨時会に提出された議案の件数及び内容等を慎重に審査し、判断いたしましたところ、本臨時会の会期は本日11月30日、1日とすることが適当であると、判断いたしましたところでございます。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。
○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
教育委員会から令和2年度教育委員会の活動状況の点検及び評価に関する報告を受理いたしましたので、その写しを配付しております。
本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に給与費明細書を配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。
○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
久保町長。
○町長（久保弘志君）臨時町議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。
新型コロナウイルス感染症も落ち着き、例年になく、日中は比較的暖かな日もありますが、暦はいよいよ12月を迎えようとしております。早いもので、令和3年も残すところ1か月となり、師走の慌ただしさを感じる季節となってまいりました。
そうした本日、令和3年第6回臨時町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、何かと御多用の時期にもかかわらず、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと厚くお礼申し上げます。さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに、見事全国大会出場を果た

した小学校金管バンドの大会出場に係る費用等を追加する補正予算を専決処分しましたので、その承認案件と本格的に着工を迎えます防災拠点型複合庁舎の建設事業費、先行して速やかな対応が求められる新型コロナウイルス対策費の追加など一般会計補正予算の2件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、原案につきまして御協賛下さいますようお願いを申し上げ、本臨時町議会開会に当たっての挨拶といたします。

◎承認第5号

○議長（坂田秀昭君） 日程第3、承認第5号、専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第4号））についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君） ただいま上程されました承認第5号、専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第4号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、小清水小学校金管バンドが9月25日開催の北海道小学校バンドフェスティバルに出場し、審査の結果、金賞受賞の栄冠に輝くとともに、北海道代表に推薦されたところでございます。

これを受け、去る11月20日に大阪市で開催された全日本小学校バンドフェスティバルへの出場につきまして、10款教育費1項2目義務教育振興費に大会に出場する児童・引率教諭に係る3泊4日の交通費、宿泊費及び楽器運搬費等の必要経費を追加計上。航空機・宿泊施設等の手配に関し支出負担行為を急ぐ必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ324万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億3,336万5千円としたものでございます。

議案書9ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、10款教育費1項教育総務費で18節負担金補助及び交付金、学校教育振興会交付金に324万2千円を追加したものでございます。

議案書戻りまして7ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして普通交付税324万2千円を追加計上したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

承認第5号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、承認第5号、原案のとおり承認されました。

◎議案第51号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、議案第51号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました議案第51号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,538万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,875万4千円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第2表継続費補正は、本年度から2か年間の継続費事業として実施します防災拠点型複合庁舎建設事業費24億483万2千円につきまして、本年度1年目は進捗率20%を見込んだ予算額4億8,096万7千円、令和4年度予算額19億2,386万5千円を年割額として追加するものでございます。

第3表債務負担行為補正の追加は、今年度末をもって契約が終了するコミュニティプラザ及び図書館の指定管理業務について、年度内に指定管理者の指定が必要なことから、令和4年度を始期とする期間における管理運営事業管理料の限度額を設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表地方債補正の1、追加は、防災拠点型複合庁舎に併設設置するにぎわい空間の整備につきまして、北海道との協議により過疎対策事業債の対象となり得ることから、にぎわいのある集会施設整備事業債として令和3年度発行可能額1億5,670万円を追加するものでございます。

2、変更は、防災拠点型複合庁舎の実施設計の完了による精査を行い、建設工事費等の予算計上による追加を行うもので、発行可能額2億6,140万円を追加し、令和3年度発行限度額を3億3,640万円とするものでございます。

歳出予算ですが、議案書は20ページになります。併せて主要施策調べを御覧頂きたいと思います。

初めに、2款総務費1項総務管理費は、4目財産管理費において、不足が生じる職員住宅等の修繕料として15万2千円を追加。

12目防災拠点型複合庁舎整備費は、継続費事業1年目として進捗率20%を見込み、12節工事監理業務委託料で785万9千円、同じく14節新庁舎建設工事請負費4億7,310万8千円を追加計上するものでございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費は、7目新型コロナウイルス感染症対策費において、国の子育て世帯特別定額給付金といたしまして、児童手当支給対象世帯等の世帯に対し、0歳から18歳以下の児童1人につき10万円を給付するとした給付制度のうち、先行して年内に給付する現金5万円の給付金事業として、事務費では、10節需用費、11節役務費及び12節委託料、合わせまして75万5千円を追加、事業費では、18節負担金補助及び交付金に子育て世帯特別定額給付金3,400万円を追加計上するものです。

8目新型コロナウイルスワクチン接種費は、3回目の追加接種の年度内実施に係る事業費として、1節報酬から11節需用費まで計244万1千円を事務費として追加計上。

次のページになります。12節委託料は、医療機関に支払う業務委託料として245万2千円を追加計上、ワクチン集団接種体制に必要な医療スタッフ確保等に係るワクチン接種体制確保業務委託料200万円を追加、円滑な接種を行うための予約受付業務委託料374万9千円など追加計上するものでございます。

別途、お配りをしております給与費明細書につきましては、この追加接種に伴う事務補助員分の雇用分といたしまして、パートタイム会計年度任用職員2名分の記載となっております。詳細な説明は省略をさせていただきます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費12節委託料は、9月12日に発生した降ひょうにより廃棄処分せざるを得ない玉ねぎなどを一般廃棄物処分場にて受け入れを行ったことにより、臨時的な処理費用が必要となったことなどから農作物廃棄処理業務委託料といたしまして148万1千円を追加計上するものです。

8款土木費3項1目住宅管理費10節需用費は、公営住宅及び地域特別賃貸住宅の入居替えによって不

足が見込まれる建物等修繕料330万1千円を追加計上。

次のページをお開きください。

10款教育費2項小学校費3項中学校費ともに、GIGAスクール整備事業で整備した教材用タブレットを冬休み期間中に児童・生徒が自宅で活用できるよう、ACアダプター等の消耗品、環境設定に係る委託料の所要額をそれぞれ計上、10款教育費合計で383万2千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、17ページにお戻りください。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして、普通交付税1,789万5千円を追加。

14款国庫支出金1項2目衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金245万2千円を追加、2項2目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の特例措置といたしまして、子育て世帯特別定額給付金事業費に係る補助金3,475万5千円を追加計上するものです。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金828万7千円を追加計上するものでございます。

次、18ページを御覧ください。

18款繰入金1項5目公共施設整備基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎整備事業において、庁舎機能の建設工事等が対象となる市町村役場機能緊急保全事業債対象事業費の充当残及び起債対象外事業費の財源に公共施設整備基金を活用することとし、5,373万8千円を追加計上するものです。

20款諸収入は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で採用する会計年度任用職員の社会保険・雇用保険料の本人負担分の保険料収入といたしまして16万2千円を追加計上するものでございます。

21款町債は、第4表地方債補正で御説明したとおり、防災拠点型複合庁舎整備に係る継続費事業の1年次目分の起債額、防災拠点型複合庁舎整備事業債2億6,140万円、にぎわいのある集会施設整備事業債1億5,670万円、合わせまして4億1,810万円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。ございませんか。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま御説明がありました予算書21ページ、農林水産業費1項農業費、農業振興費148万1千円ということで、本年の9月の降ひょう被害によるごみ処理場への搬入ということではありますが、これは従来から小清水町としても生ごみの堆肥化事業等についての取組等は、従来から進めてきた経過がございますよね。この点では堆肥化等の協議、関係機関含めての協議はなかったのでしょうか。その点を御説明願いたいというふうに思います。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今回、9月12日に発生しました降ひょう被害、当初速報値では約1千トンのタマネギの廃棄が見込まれるという御報告を受けております。本町で推進してきております生ごみ堆肥化施設、こちらではとても全量吸収できないという判断も関係機関、農協さん、北海道オホーツク総合振興局ですね、そちらのほうとも協議をしておりました。

それと今回出てくるのは、廃棄となるタマネギですね、こちらについては繊維質が多いということで分解に要する時間もかなり必要であるということもあわせて、本来であれば災害ごみということであれば、集積場に一度仮置きをして、その後、埋設場所の選定を行って埋設をするというような流れになるところなんですけども、今回発生したものはいわゆる生ものということで、腐食が進みますと当然ほとんどがタマネギであるというふうに聞いておりますものですから、相当の臭いも発生するというので、仮置きにはちょっと適さないかなということ。

あと腐敗が進みますと当然ですけども、処理にかかる水が出てきますので、そちらの処分について既存の処分場のほうには水処理施設がございますので、そちらでの受入れが最適であるということ、オホー

ツク総合振興局のほうとも協議をさせていただいた結果、最終処分場のほうに埋設するという処理を判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。今の御説明ですと道とも、普及センター通じてなのか協議されたということですが、今説明あったようにタマネギ自体、水分も多いけども繊維質も多いということは、私を感じるの繊維質が多ければ堆肥化は不可能ではないというふうに感じるんですけどね。堆肥化のことについての協議はなかったんですか。そういう前例も道としてはなかったんですかね。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

堆肥化につきましては、現在町のほうで管理委託をしております生ごみ処理場、こちらの許容量を大きく上回っておりますので、まずその点から堆肥化処理はちょっと難しいという判断をさせていただきました。

なお、以前、ちょっと降ひょう被害ではないんですけども、ちょっと年度を覚えてないんですけども、洪水の際に北見地区、美幌地区等で農産物が罹災したときの処理について関係市町村、農協さんも通して、ちょっと処分についてお伺いしたところなんですけども、その際もやっぱりタマネギについては堆肥化には時間をかなり要するというものと、罹災して処分を必要とするものがかなり分量であるということ。当初我々が聞いたJAさんや近隣の市町村では、たまたまそちらの町については中間処理施設で焼却施設を持っていたということで、焼却施設を持っていた町については焼却処分をして残滓を埋設したというふうに通っておりますけども、本町につきましては中間処理施設を保有しておりませんので、今回は生ごみの堆肥化もちょっと困難であるということで、処分場のほうに埋設させていただいた経緯となっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○6番（工藤孝一君）はい、了解。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。私のほうからも今のちょっと降ひょう被害の農産物の処理方法についてお聞きしたいと思うんですが。

当初から取りまとめたトン数を聞きますと、タマネギを中心として約1千トン申込みがあったということなんですが、実際にこういうふうな農業施設で出てくる処理量は、タマネギが多いのかなと思いますが、品種別にトン数とどのような品種が主にあったか、分かればお聞きしたいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

今回、最終処分場で受入れをさせていただきました品種につきましては、タマネギ、全てタマネギでございます。総量が916.87トンとなっております。

なお、ちょっとタマネギの詳細な品種については把握はしてございませんので、そちらについては後ほど必要であれば調査させていただきたいと思っております。

ちなみに、受入れを行った生産者につきましては、8経営体というふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）今タマネギがほとんどで916トンということなんですけども、この委託処理量の中にタマネギの遡源のといえますかね、被害の物質の代金というのは入っているんですか、入ってないんですか。ほとんど処理量といえますか、土盛りしたり、行ったりという処理量だけで、現物の処理料金というのは通常ありますよね、金額的に。その料金の換算には入っていない。ちょっと。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

今回計上させていただいております経費については、処分場受入れに係る敷き鉄板の付設の部分と重機、タイヤショベル等の借り上げ、埋設に係る覆土作業の分ということで計上させていただいております。通常であると一般廃棄物の場合であるとたしかキロ70円頂いていると思うんですけども、今回は災害廃棄物に準じるということで、料金のほうは徴収してございません。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はい。

ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第51号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、令和3年第6回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。どうも御苦労さまでした。

（午前10時00分）